

# 法人 都民税 事業税 の 中間 申告書 (第6号様式) 記載の手引

## 特別法人事業税 確定

令和7年改正

\*令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電子申告義務化の対象法人は、法人事業税・特別法人事業税・法人 都民税の申告を、eLTAX(電子申告)により提出しなければなりません。詳細は東京都主税局ホームページをご参照ください。

### 目次

- この申告書の用途等 ..... 1 ページ
- 税率表 (事業税の税率表、特別法人事業税の税率表、都民税法人税割の税率表、都民税均等割の税率表) ..... 2~3 ページ
- 必要書類の添付のお願い ..... 4 ページ
- 各欄の記載のしかた ..... 4~10 ページ
- お知らせ ..... 11 ページ
- 納付書 (第12号の2様式) 記載の手引 ..... 12 ページ

※この記載の手引において、次の用語は、それぞれ次に掲げる様式を指します。

第6号様式		第6号様式	
別表1	通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	別表10	更生欠損金額等及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書
別表1の2	外国法人の法人税割額に関する計算書	別表11	民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書
別表1の3	連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書	別表14	基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書
別表2の5	控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書	第6号の2様式	退職年金等積立金に係る都民税の確定申告書
別表4の3	均等割額の計算に関する明細書	第7号様式	外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その2)
別表5	所得金額に関する計算書	第7号の2様式	外国の法人税等の額の控除に関する明細書(その2)
別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	別表7	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その2)
別表6	収入金額に関する計算書	第7号の3様式	特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書
別表7	収入金額に関する計算書	第10号様式	課税標準の分割に関する明細書
別表8	収入金額に関する計算書		
別表9	欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書		

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。  
 なお、次の場合には、仮決算に基づく中間申告をすることができませんので、「法人 都民税・事業税及び特別法人事業税の予定申告書」(第6号の3様式)により申告をしてください。  
 ・法人事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告税額が予定申告に係る税額を超える場合  
 ・通算親法人が協同組合等である通算子法人のうち、所得割を申告納付すべきものである場合
- (2) この申告書は、本都内の主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)(以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。)の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に「提出用」及び「提出用写」を提出してください。
- (3) 確定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度終了の日から2か月以内(申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合はその延長された日まで)です。必ず期限内に申告納付してください。  
 なお、確定申告書の提出期限の延長が認められている法人については、その延長期間までに申告・納付していただくことになりますが、延長期間中は原則として延滞金がかかります(法第65条、第327条、第72条の45の2)。
- (4) 平成22年10月1日以後に解散した法人が、確定申告をする場合にはこの申告書を使用し、事業年度終了の日から2か月以内(申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合はその延長された日まで)に、申告納付してください。ただし、残余財産が確定した場合の確定申告の申告納付期限は、残余財産確定の日から1か月を経過する日と残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる日の前日とのいずれか早い日となります(通算子法人の残余財産確定の日が、通算親法人の事業年度終了の日である場合を除きます)。
- (5) 清算中の各事業年度の申告納付においては、資本割額は発生しません。また、残余財産が確定した場合の申告納付においては、付加価値割額及び資本割額は発生しません。



## 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、電子納税を受け付けています。eLTAXでは、全ての都道府県・市区町村へ一括して電子納税を行うことが可能です。納付方法は、ダイレクト納付やインターネットバンキング、クレジットカード又はATMから選択できます。

申告から納税までの手続を一貫して行うことができる便利な電子申告・電子納税等をぜひご利用ください。

### ■ 利用可能な手続(法人事業税・特別法人事業税・法人 都民税)

令和8年1月1日現在

電子申告	電子申請・届出	電子納税
○確定申告 ○中間申告 ○予定申告 ○修正申告 ○清算確定申告 ○均等割申告 など	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○更正の請求 ○法人事業税減免申請(中小企業者向け省エネ促進税制) など	○本税の納付 ○見込納付・みなし納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

### ■ お問合せ先

#### ・利用手続きに関すること

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ご不明な点等は、上記ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

#### ・申告内容・納税に関すること

[電子申告、電子申請・届出] 所管の都税事務所の各税目担当

[電子納税] 所管の都税事務所の徴収管理担当



## 2 税率表

### (1) 事業税の税率表

\* 受託法人(法人課税信託の受託者である法人又は個人について法人課税信託に係る信託資産等が属する者)の税率については、所管都税事務所等にお問い合わせください。

事業の区分 (地方税法第72条の2 第1項各号)	法人の種類	事業税の区分	税率(%)						
			令和4年4月1日以後 に開始する事業年度		令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度		令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度		
			不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用 法人の税率 (標準税率)	超過税率	
1号 2号、3号及び 4号以外の事業	① 普通法人(②及び③の法人 を除く) 公益法人等 人格のない社団等	所得 割	軽適用 税率人 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.3	5.665	5.3	5.665
		所得 割	軽適用 税率人 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超える所得 軽減税率不適用法人	4.9	5.23	4.9	5.23	4.9	5.23
	③ 外形標準課税法人*1 〔資本金の額(又は出資金の 額)が1億円を超える普通法 人(特定目的会社、投資法人、 一般社団・一般財団法人を除 く)、減資への対応の要件に 該当する法人、100%子法人 等への対応の要件に該当す る法人〕	所得 割	軽適用 税率人 年400万円以下の所得	(1.0)	1.18	(0.4)	0.495	(0.4)	0.495
			年400万円を超え 年800万円以下の所得			(0.7)	0.835	(0.7)	0.835
			年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人			(1.0)	1.18	(1.0)	1.18
	付加価値割	—	1.26	—	1.26	—	1.26		
	資本割	—	0.525	—	0.525	—	0.525		
	2号	電気供給業(小売電気事業等・発電事業等・ 特定卸供給事業*2を除く)、ガス供給業 (一定のものに限る*3)、保険業又は貿易保険業	収入割	1.0	1.065	1.0	1.065	1.0	1.065
3号 小売電気事業等、 発電事業等又は 特定卸供給事業*2	①及び②の法人	収入割	0.75	0.8025	0.75	0.8025	1.0	1.065	
		所得割	1.85	1.9425	1.85	1.9425	—	—	
	③の法人	収入割	(0.75)	0.8025	(0.75)	0.8025	(1.0)	1.065	
		付加価値割	—	0.3885	—	0.3885	—	—	
		資本割	—	0.1575	—	0.1575	—	—	
4号 特定ガス供給業	収入割	(0.48)	0.519	1.0	1.065	1.0	1.065		
	付加価値割	—	0.8085	—	—	—	—		
	資本割	—	0.336	—	—	—	—		

\*1 令和7年4月1日以後開始事業年度から外形標準課税の対象法人が拡大しました。詳細については、東京都主税局ホームページをご確認ください。

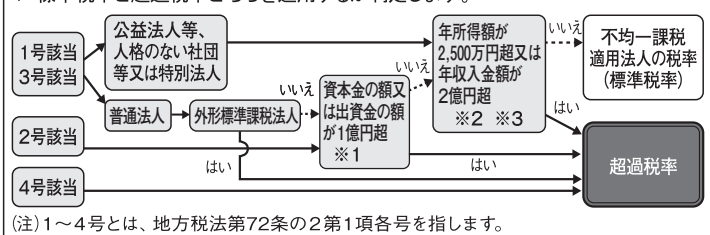
\*2 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

\*3 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限り(それ以外のガス供給業は1号又は4号に区分されます。)

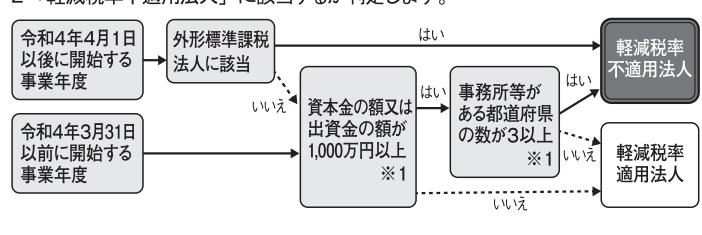
令和4年3月31日以前に開始する事業年度においては、導管ガス供給業、ガス製造事業者が行うガス供給業及び旧一般ガスみなしガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項の義務を負う者に限ります。)が行うガス供給業に限り( )内の税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額・基準法人収入割額の計算に用います。

・令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

#### 1 標準税率と超過税率どちらを適用するか判定します。



#### 2 「軽減税率不適用法人」に該当するか判定します。



※1 事業年度終了の日の現況によります。ただし、解散した法人の資本金又は出資金の額の判定は、解散の日の現況によります。

※2 所得又は収入金額は、税率を乗じる直前の課税標準額(第6号様式の「所得金額総額⑳」の欄(当該金額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年2,500万円以下であるかどうか又は「収入金額総額㉑」の欄(当該金額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)が年2億円以下であるかどうか)により判定します。

なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての所得又は収入金額の判定は、分割される前の総額によります。

※3 事業年度が1年に満たない場合の所得金額(年2,500万円以下)又は収入金額(年2億円以下)の基準については、次によります。

**2,500万円(所得金額)又は2億円(収入金額)×その事業年度の月数**

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

12

### (2) 特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類	税率(%)		
		令和4年4月1日以後 に開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37	37	37
	外形標準課税法人	260	260	260
	特別法人	34.5	34.5	34.5
基準法人収入割額	小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業* 又は特定ガス供給業を行う法人以外の法人	30	30	30
	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業* を行う法人	40	40	30
	特定ガス供給業を行う法人	62.5	30	30

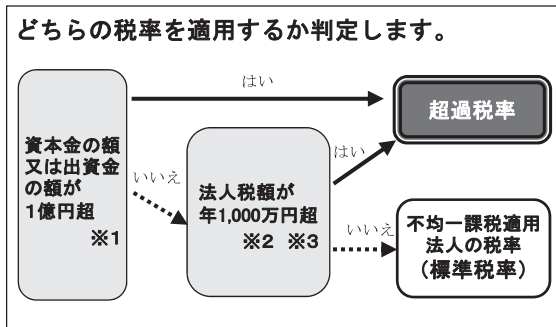
\* 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

・基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率により計算した法人事業税の所得割額(法人事業税の税率表3号の所得割額を除きます。)又は収入割額のことです。

・令和元年9月30日までに開始する事業年度に課される地方法人特別税の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。

### (3) 都民税法人税割の税率表

・平成26年9月30日までに開始する事業年度の税率については、東京都主税局ホームページをご覧ください。



区分	税率(%)			
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	7.0 <small>(道府県民税相当分1.0+市町村民税相当分6.0)</small>	10.4 <small>(道府県民税相当分2.0+市町村民税相当分8.4)</small>	12.9 <small>(道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)</small>	16.3 <small>(道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)</small>
市町村に事務所等がある場合	1.0	2.0	3.2	4.2

- ※1 事業年度終了の日の現況によります。
- ※2 税率を乗じる直前の課税標準となる税額(第6号様式の「課税標準となる法人税額⑤」の欄の税額)により判定します。事務所等が複数の都道府県にある法人並びに都内の事務所等が23区及び市町村にある法人は、分割前の課税標準となる税額によります。
- ※3 事業年度が1年に満たない場合の法人税額の基準については、次によります。

$$\frac{1,000万円 \times \text{その事業年度の月数}}{12}$$

この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

### (4) 都民税均等割の税率表

※この税率表において「事務所等」とは、事務所又は事業所に加え、寮等を含みます。また、「主たる事務所等」とは、都内における主たる事務所等をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

税率表の見方

- 以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。
  - (1) 都内の**特別区のみ**に事務所等を有する法人・・・Ⅰ表
    - ・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。
  - (2) 都内の**特別区と市町村**に事務所等を有する法人・・・Ⅱ表
    - (事業年度の中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。)
    - ・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。
  - (3) 都内の**市町村のみ**に事務所等を有する法人・・・Ⅲ表
- 「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。
  - (1) **公共法人**(法人税法別表第一に掲げる法人)
    - 公益法人等**(法第24条第5項、第294条第7項に規定する法人)
      - ・法第25条第1項、第296条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます。
      - ・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。
  - (2) **収益事業を行う人格のない社団等**
  - (3) **一般社団法人・一般財団法人**
  - (4) **その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人**(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

※Ⅱ表、Ⅲ表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。

法人の区分等		特別区内の 従業者数	Ⅰ表		Ⅱ表		Ⅲ表
			特別区のみ		特別区と市町村に事務所等を有する法人		市町村のみ
			主たる事務所等が所在する特別区 (道府県分+特別区分)	従たる事務所等が所在する特別区 (特別区分)	道府県分	特別区分	道府県分
公共法人、公益法人等 など		—	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
上記以外の法人	1千万円以下	50人以下	70,000	50,000	20,000	50,000	20,000
		50人超	140,000	120,000		120,000	
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	130,000	50,000	130,000	50,000
		50人超	200,000	150,000		150,000	
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	160,000	130,000	160,000	130,000
		50人超	530,000	400,000		400,000	
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	410,000	540,000	410,000	540,000
		50人超	2,290,000	1,750,000		1,750,000	
	50億円超～	50人以下	1,210,000	410,000	800,000	410,000	800,000
		50人超	3,800,000	3,000,000		3,000,000	

#### 資本金等の額

資本金等の額とは、「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等(例:資本準備金、加入金)」の合計額(①+②)をいいます(法人税法施行令第8条)。

ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします(法第23条第1項第4号の2(第292条第1項第4号の2))。この場合、その事実等を証する書類\*の提出が必要となります。

さらに、平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、上記の加減算調整後の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合、上表内の「資本金等の額」を「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します(法第52条第4項・第5項(第312条第6項・第7項))。

保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24(第45条の4)の規定により算定した金額を指します。

\*詳しくは、P.4「3 必要書類の添付のお願い」(6)をご覧ください。

資本金等の額の判定時期は、申告の種類によって異なります。

① 確定申告、仮決算による中間申告  
各申告に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日(事業年度の末日)

② 予定申告  
当該予定申告に係る期間の直前の法人税額の課税標準の算定期間の末日(前事業年度の末日)

※ 均等割の計算については、「均等割額の計算に関する明細書(第6号様式別表4の3)記載の手引」をご覧ください。

### 3 必要書類の添付のお願い

- (1) 事業税の課税事業と非課税事業を併せて行う法人、外国に事務所を有する内国法人、医療法人、医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会、法人税が課されない法人及び収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人が申告する場合は、「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)(所得割を申告納付すべき法人)、「収入金額に関する計算書」(第6号様式別表6、第6号様式別表7、第6号様式別表8)(収入金額課税事業を行う法人のみ)、貸借対照表、損益計算書等の書類を添付のうえ提出してください。
  - (2) 通算法人及び通算法人であった法人が申告する場合は、「通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」(第6号様式別表1)等の書類を添付してください。
  - (3) 連結法人であった法人が申告する場合は、「連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」(第6号様式別表1の3)等の書類を添付してください。
  - (4) 外国法人が申告する場合は、「外国法人の法人税割額に関する計算書」(第6号様式別表1の2)、「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)等の書類を添付してください。
  - (5) 外形標準課税法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人)が申告する場合は、「付加価値額及び資本金等の額の計算書」(第6号様式別表5の2)、「報酬給与額に関する明細書」(第6号様式別表5の3)、「純支払利子に関する明細書」(第6号様式別表5の4)、「純支払賃借料に関する明細書」(第6号様式別表5の5)等、所定の別表及び貸借対照表、損益計算書等の書類を添付のうえ提出してください\*。  
 なお、外形標準課税法人でかつ上記(1)から(4)に該当する法人については、(1)から(4)の別表も併せて提出してください。
  - (6) 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、法第23条第1項第4号の2イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。
    - (i) 無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人(法第23条第1項第4号の2イ(1)) 剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(法人税の明細書(別表5(1))、株主総会議事録、株主資本等変動計算書等)
    - (ii) 無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人(法第23条第1項第4号の2イ(2)) 資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類(法人税の明細書(別表5(1))、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)
    - (iii) 剰余金を損失の填補に充てた法人(法第23条第1項第4号の2イ(3)) 剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類(法人税の明細書(別表5(1))、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)
- \* 収入金額課税事業を行う法人又は外形標準課税法人の令和2年4月1日以後に終了する事業年度の申告書に添付すべき貸借対照表及び損益計算書については、当該事業年度に係る法人税の申告が電子申告で行われ、その際に貸借対照表及び損益計算書のデータが添付されている場合には、本都に提出したものとみなされます。

### 4 各欄の記載のしかた

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
1	「※処理事項」	記載する必要はありません。
2	金額の単位区分(けた)のある欄 単位区分に従って正確に記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。	
3	「法人番号」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された「法人番号(13桁)」を記載してください。	
4	「この申告の基礎」 法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載するとともに、該当する□にレ印を付してください。	
5	「所在地」 本店の所在地を記載してください。 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人で、他の道府県に本店がある場合には、本都内の主たる事務所等の所在地を併記してください。	
6	「法人名」 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。	合併を行った場合に、被合併法人がこの申告書を提出する場合には、合併法人の法人名を併記してください。
7	「事業種目」 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。 なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
8	「期末現在の資本金の額(解散日現在の額)」 期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
9	「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」 期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額及び資本剰余金の額(これらに準ずる金額を含みます。)の合算額を記載してください。	
10	「法人区分」 公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除きます。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除きます。)以外の法人で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示してください。 (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 (2) 「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」の欄の金額が10億円を超える法人	
11	「資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」 期末現在における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示してください。 (1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 ア. 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 イ. 法人税法第4条の3に規定する受託法人 ウ. 相互会社(外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても、左記の(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
12	「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」 期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
13	「期末現在の資本金等の額」 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令第6条の24第1号に定める金額	
14	「都民税 事業税 特別法人事業税の中間 確定 申告書」 この申告書が修正申告書である場合には、空欄に「修正」と記載してください。	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載してください。
15	「法人税法の規定によって計算した法人税額①」 法人税の申告書(別表1。以下「法人税別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(9の欄)の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載してください。 なお、( )内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(法人税別表1の「法人税額計」の欄(9の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(法人税別表1の4の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(法人税別表1の6の欄の金額)の合計額を記載してください。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び本都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。 (3) 本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16	「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」 下記の金額は、それぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載してください。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) 法人税の明細書(別表6(14))の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の45の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。)第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の41の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 (3) 租税特別措置法上の中小企業者等とは、中小企業者*又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものとされています。 ※ 中小企業者とは、通算法人以外の法人にあっては、前3年の各事業年度の所得金額の年平均額が15億円以下の次に掲げる法人(受託法人を除きます。)をいいます。 ア. 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人、大法人による完全支配関係がある普通法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)に発行済株式又は出資の総額又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総額又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。 イ. 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
17	「還付法人税額等の控除額③」 第6号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」の欄の金額を記載してください。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) ③の欄の記載にあたっては、次の点に留意してください。 ①の欄又は第10号様式の①の欄に法人税額の記載があり、その金額に用途秘匿金税額等①の欄の( )内の金額をいいます。)を含んでいる場合には、その金額を除いた金額が「当期控除額」となります。 (3) 本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
18	「退職年金等積立金に係る法人税額④」 法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載してください。 なお、第6号の2様式を提出すべき法人も記載してください。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19	「課税標準となる法人税額①+②-③+④⑤」 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 以外の法人で、本都内のみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 イ. 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 ウ. 通算法人及び通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 エ. 連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20	「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑥」 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、⑭及び⑯の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 本都内のみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21	「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{100}{100}$ )⑦」 ⑳及び㉑の各欄の金額の合計額を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22	「都民税の特定寄附金税額控除額⑧」 第7号の3様式の㉒の欄の金額を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23	「税額控除超過額相当額の加算額⑨」 第7号の2様式別表7の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の本都分の金額の合計額)を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24	「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」 第7号様式の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の本都分の金額の合計額)を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
25	「外国の法人税等の額の控除額⑪」 第7号の2様式の⑮の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の各欄の本都分の金額の合計額)を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
26	「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除都民税法人税割額の明細書」の「当期控除額⑧」の「合計」の欄の金額を記載してください。	
27	「差引法人税割額⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫⑬」 この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 なお、本都内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
28	「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」 既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の③の欄の金額についても記載してください。	
29	「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」 「⑬の欄の金額-⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載してください。 この場合において、その金額が負数となる場合は、記載しないでください。	
30	「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」 この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨ててください。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。	算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。
31	「 $\text{円} \times \frac{17}{12}$ ⑱」 (1) 次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 特別区に事務所等又は寮等を有する法人 P.3 都民税均等割の税率表Ⅰ表又はⅡ表により算定した第6号様式別表4の3の⑧の欄の金額 イ. 本都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 P.3 都民税均等割の税率表Ⅲ表により算定した金額 (2) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
32	「この申告により納付すべき都民税額⑯+⑳㉑」 ⑯又は㉑の欄のいずれかに△印を付した金額の記載がある場合には、プラスの金額のみを記載してください。また、双方がマイナスの場合には、0を記載してください。	マイナスの金額がある場合には、P.9、54欄「還付請求」の「中間納付額㉒」を参照してください。

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
33	<p>「⑳のうち見込納付額㉒」</p> <p>法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。)が都民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。</p>	
34	<p>「東京都に申告する場合の㉗の計算」(㉘から㉚までの各欄)</p> <p>(1) ㉘の欄は、特別区のみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の「分割課税標準額」の「本部分」の「特別区分」の欄の金額を記載してください。</p> <p>(2) ㉙の欄は、本都内の市町村のみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、本都内の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の「分割課税標準額」の「本部分」の「市町村分」の欄の金額を記載してください。ただし、本都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、次の算式により算定した金額を記載してください。</p> $\text{法人税額} \times \frac{\text{本都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$ <p>(3) ㉘及び㉙の各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) ㉘及び㉙の各欄の税額計算にあたっては、P.3都民税法人税割の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p> <p>(2) 本都内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。</p>
35	<p>「所得割」(㉘から㉚までの各欄)</p> <p>(1) ㉘の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉘の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉘の欄の金額から㉙の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(2) ㉙から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の⑭から⑯の欄のうち「本部分」の金額</p> <p>イ. 本都にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円以下であるときは、その金額を㉙の欄に、年400万円を超え年800万円以下であるときは、これを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分して、それぞれ㉙及び㉚の各欄に、年800万円を超えるときは、これを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉙、㉚及び㉛の各欄に記載してください。</p> <p>ウ. 特別法人(法第72条の24の7第7項に規定する協同組合等であって次のエに該当しないもの) 所得金額が年400万円以下であるときは、その金額を㉙の欄に、年400万円を超えるときは、年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載してください。</p> <p>エ. 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときは、その金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下であるときは、年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、また、年10億円を超えるときは、年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、年10億円を超える金額を㉛の欄にそれぞれ記載してください。</p> <p>オ. 事業年度が1年に満たない場合の㉙から㉚までの各欄の所得区分の金額400万円、800万円及び10億円は、次の算式により換算した数値に読み替えて、算定してください。</p> $\frac{400\text{万円}(800\text{万円又は}10\text{億円})}{12} \times \text{その事業年度の月数}$ <p>この場合、「その事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。金額は円単位まで算出してください。</p> <p>(3) ㉚の欄の課税標準の額は、軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の⑯の欄の「本部分」の金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉙から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)のみを行う法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) 事業年度が1年に満たない場合の「課税標準」の欄の記載は、次によります。</p> <p>ア. 左の(2)、オの算式により400万円を換算した金額(㉘の欄の金額が、この額以下の場合には、㉘の欄の金額)を㉙の欄に記載してください。</p> <p>イ. 同算式により800万円を換算した金額(㉘の欄の金額が、この額以下の場合には、㉘の欄の金額)から端数を切り捨てる前の㉙の欄の金額を控除した金額を㉚の欄に記載してください。</p> <p>ウ. ㉘の欄の金額から端数を切り捨てる前の㉙及び端数を切り捨てる前の㉚の各欄の金額を控除した金額を㉛の欄に記載してください。</p> <p>(P.11「事業年度が1年に満たない場合の計算例」参照)</p> <p>(3) 軽減税率が適用されない法人については、P.2事業税の税率表の「2「軽減税率不適用法人」に該当するか判定します。」を参照してください。</p> <p>(4) ㉙から㉚までの各欄及び㉛の欄の税額計算にあたっては、P.2事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p> <p>(5) 本都内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉘の欄に記載してください。</p>
36	<p>「付加価値割」(㉘及び㉚の各欄)</p> <p>(1) ㉘の欄は、外形標準課税法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人)が、第6号様式別表5の2の①の欄の金額を記載してください。</p> <p>(2) ㉚の欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の⑱の欄の「本部分」の金額</p> <p>イ. 本都にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>㉚の欄の税額計算にあたっては、P.2事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p>

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
37	<p>「資本割」(36及び37の各欄)</p> <p>(1) 36の欄は、外形標準課税法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人)が、第6号様式別表5の2の25の欄の金額を記載してください。</p> <p>(2) 37の欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の19の欄の「本部分」の金額</p> <p>イ. 本都にのみ事務所等を有する法人 36の欄の金額</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>37の欄の税額計算にあたっては、P.2事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p>
38	<p>「収入割」(38及び39の各欄)</p> <p>収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を行う法人のみが、次のように記載してください。</p> <p>(1) 38の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(特定ガス供給業を除きます。)を行う法人 第6号様式別表6の13の欄の金額</p> <p>イ. 生命保険会社又は外国生命保険会社等 第6号様式別表7の7の欄の金額</p> <p>ウ. 損害保険会社又は外国損害保険会社等 第6号様式別表8の7の欄の金額</p> <p>エ. 少額短期保険業者 第6号様式別表8の19の欄の金額</p> <p>オ. 株式会社日本貿易保険 第6号様式別表8の23の「課税標準」の欄の金額</p> <p>(2) 39の欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、下記の金額を記載してください。</p> <p>ア. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の20の欄の「本部分」の金額</p> <p>イ. 本都にのみ事務所等を有する法人 38の欄の金額</p> <p>(3) この場合において、課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 39の欄の税額計算にあたっては、P.2事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p> <p>(2) イ、ウ、エの収入金額課税とするときは、代理・代行業務等による収入金額も含めてください。</p>
39	<p>「事業税の特定寄附金税額控除額 ④」</p> <p>第7号の3様式の11の欄の金額を記載してください。</p>	
40	<p>「仮装経理に基づく事業税額の控除額 ④」</p> <p>「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除事業税額の明細書」の「当期控除額⑧」の「合計」の欄の金額を記載してください。</p>	
41	<p>「差引事業税額④①-④② ④」</p> <p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。</p>	
42	<p>「既に納付の確定した当期分の事業税額 ④」</p> <p>既に納付の確定した当期分の事業税額を記載してください。</p> <p>なお、中小企業者向け省エネ促進税制に係る減免を受けた法人が修正申告を行う場合にあっては、減免決定額を加算した事業税額を記載してください。</p>	
43	<p>「租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ④」</p> <p>「④の欄の金額-④の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載してください。</p> <p>この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。</p>	
44	<p>「この申告により納付すべき事業税額④③-④④-④⑤ ④」及び「④の内訳」の各欄(④⑦から④⑩までの各欄)</p> <p>④の欄は、④の欄から④の欄及び④の欄の金額を控除した金額を記載し、④⑦から④⑩までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載してください。</p> <p>この場合において、④⑦から④⑩までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。</p>	<p>「④の内訳」の各欄の記載において、④の欄、④の欄及び④の欄の金額を控除した場合には所得割、付加価値割、資本割、収入割の順に控除し、記載してください。</p>
45	<p>「④のうち見込納付額 ⑤」</p> <p>⑤の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載してください。</p>	
46	<p>「所得割に係る特別法人事業税額 ⑤」(⑤の内訳)</p> <p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計③」又は「軽減税率不適用法人の金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。</p>	<p>⑤の欄の税額計算にあたっては、P.2特別法人事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p>
47	<p>「収入割に係る特別法人事業税額 ⑤」(⑤の内訳)</p> <p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額③」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載してください。</p>	<p>⑤の欄の税額計算にあたっては、P.2特別法人事業税の税率表を参照のうえ、税率の記入及び税額計算をしてください。</p>
48	<p>「差引特別法人事業税額⑤⑤-⑤⑥ ⑤」</p> <p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。</p>	

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
49	「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑤9」 「⑤7の欄の金額-⑤8の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載してください。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
50	「⑥0のうち見込納付額 ⑥1」 事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載してください。	
51	「所得金額の計算の内訳」(⑥3から⑥9までの各欄) 第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載してください。 (1) ⑥3の欄は、法人税の明細書(別表4)の34の欄「合計」の金額を記載してください。 ただし、通算法人について、法人税の明細書(別表4付表)の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ⑥4の欄は、法人税の明細書(別表4)の34の欄「合計」の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載してください。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ⑥5の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載してください。 (4) ⑥6の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載してください。 (5) ⑥7の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を記載してください。 (6) ⑥9の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額及び法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人の第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑳の欄又は第6号様式別表11の㉑の欄の金額の合計額を記載してください。 (7) 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)とその他の事業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業並びに特定ガス供給業を除きます。)とを併せて行う法人については、⑥3から⑥9までの各欄にその他の事業に区分された金額を記載してください。 なお、この申告書に区分計算の内訳を示した明細書を添付した場合は、⑥4から⑥7までの各欄については記入を省略して差し支えありません。	(1) ⑥4の欄の記載にあたっては、次に掲げる場合ごとに、下記の金額を記載してください。 ア. 法人税法第68条(復興財源確保法第33条第2項の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定による所得税額等の控除を受ける場合 法人税の明細書(別表6(1))の②の6の欄の金額と③の6の欄の金額との差額 イ. 法人税法第68条の規定による税額控除を受けない場合 損金の額に算入した所得税額等の金額 (2) ⑥7の欄の記載にあたって、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額が減額された場合には、下記アからイを減算した後の金額を記載してください。 ア 法人税の明細書(別表4)の30の欄の金額 イ 当該減額された外国法人税の額 ※ イがアを上回る場合には、所得金額の計算上、当該上回る金額が加算されます。
52	「法人税の所得金額 ⑦0」 法人税の明細書(別表4)の52の欄の所得金額又は欠損金額を記載してください。	
53	「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ⑦1」 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えて記載してください。この場合において記載する金額は、⑩、④⑥及び⑥0の欄に記載した金額の合計額と同額となります。	
54	「還付請求」の「中間納付額 ⑦2」 ④⑥の欄(事業税額)と⑥0の欄(特別法人事業税額)の合算額、⑩の欄(法人税割額)及び⑳②の欄(均等割額)のうち、△印を付した額の合計額を記載してください。	
55	「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」 現在ご使用中の金融機関名、支店名、預金種目及び口座番号を確認の上、記載してください(東京都の公金を取り扱っている金融機関に限ります。)。また、ゆうちょ銀行を指定する場合には、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要となります。「店名・預金種目・口座番号」については、ゆうちょ銀行へお問い合わせください。 なお、確定申告により還付を受ける場合には、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税に係る都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書」の提出をお願いいたします。(P.11「還付金の口座振込のお知らせ」もご覧ください。)	東京都公金取扱金融機関については、会計管理局ホームページ( <a href="https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/noufu-uketori/koukinshuunou">https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/noufu-uketori/koukinshuunou</a> )をご確認ください。
56	「法人税の期末現在の資本金等の額」 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載してください。	資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください。
57	「法人税の当期の確定税額」 当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を記載してください。	
58	「解散の日」 平成22年10月1日以後に解散した法人は、解散した日を記載してください。	
59	「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」 平成22年10月1日以後に解散した法人の、残余財産が確定した場合の申告において、残余財産の最後の分配又は引渡しが残残余財産確定の日から1か月以内に行われる場合に、その分配又は引渡しが行われる日を記載してください。	

区分	各欄の記載のしかた	留意事項
60	「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「事業税」 法第72条の25第2項から第4項まで、第6項若しくは第7項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合があります。）又は法第72条の25第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合があります。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。	
61	「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「法人税」 法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合があります。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合があります。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。	
62	「法人税の申告書の種類」 次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んでください。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
63	「翌期の中間申告の要否」 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」の上の□にレ印を、その他の法人は「否」の上の□にレ印を付してください。 * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算してください。	
64	「国外関連者の有無」 外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。	不明の場合には、記入を省略しても差し支えありません。
65	「資本金の額(外貨)」 外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額(解散日現在の額)」を記載してください。（記載例:10,000,000 米ドル、10,000,000 元、10,000,000 ウォン等。以下同じです。）	本都内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載してください。
66	「資本準備金の額(外貨)」 外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載してください。
67	「資本剰余金の額(外貨)」 外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」を記載してください。	本都内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載してください。
68	「前事業年度の法人区分」 前事業年度の申告において、「法人区分」の欄の「イに掲げる法人」を○印で囲み表示した法人が、同様に表示してください。 なお、令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度については、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度から令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度の末日時点において、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示してください。ただし、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の末日時点で資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、令和6年3月29日時点で資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、令和6年3月30日を含む事業年度から前事業年度までの各事業年度の末日時点で、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合には、○印で囲まないでください。	

\* 申告書、記載の手引の「各欄の記載のしかた」及び「留意事項」中の法人税の明細書の欄の番号や引用事項等は、申告書及び手引の作成時期や適用事業年度の違い等により、表記の番号や引用条項等とずれが生じる場合があります。その際は、必要な読み替えをしていただきますようお願いいたします。

\* 令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る修正申告等を行う場合は、申告書及び記載の手引の「各欄の記載のしかた」中の「特別法人事業税」を「地方法人特別税」に読み替えて使用してください。

## 事業年度が1年に満たない場合の計算例

事業年度が1年に満たない法人の軽減税率の適用を受ける所得は、次の算式により計算した金額です。

$$\frac{400\text{万円（800万円又は10億円）} \times \text{その事業年度の月数}^{\ast}}{12}$$

例 資本金…800万円、所得金額…2,856,420円、事業年度…4か月

(注) 所得及び段階ごとの課税標準額の計算は、端数を切り捨てる前の金額で行います。(法第72条の24の7第6項)

所得の区分	計 算	段階ごとの課税標準
年400万円以下の金額	$4,000,000 \times 4 \div 12 = 1,333,333$	1,333,000
年400万円を超え 年800万円以下の金額	$8,000,000 \times 4 \div 12 = 2,666,666$ $2,666,666 - 1,333,333 = 1,333,333$	1,333,000
年800万円を超える金額	$2,856,420 - 2,666,666 = 189,754$	189,000

※この場合の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。(法第72条の24の7第6項)

- 例
- (1) 事業年度が R7.4. 1 ~ R7.4.28 の場合・・・1月
  - (2) 事業年度が R7.4. 1 ~ R7.5.15 の場合・・・2月
  - (3) 事業年度が R7.5.31 ~ R7.9.30 の場合・・・4月
  - (4) 事業年度が R7.3.31 ~ R8.2.28 の場合・・・11月

## 減免制度のお知らせ

### 中小企業者向け省エネ促進税制について

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。

#### 【法人事業税の減免の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者(資本金1億円以下の法人) 「地球温暖化対策報告書」については、環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kℓ以上の事業所をいいます。 ②省エネルギー設備(空調設備、照明設備、小型ボイラー類)及び再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの なお、上記の要件を満たした設備であっても、都の助成を受けた設備は対象外となりますのでご注意ください。
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年度の事業税額から減免(ただし、当期事業税額の2分の1を限度) 減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。)は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対象期間	令和13年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する都税の軽減制度について」をご覧ください。

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

## 還付金の口座振込のお知らせ

### ○ ゆうちょ銀行口座へ還付金の振込を希望される方へ

- ◆ ゆうちょ銀行通帳に印字されている「店名・預金種目・口座番号」を第6号様式の「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」欄に記入してください。※記号番号ではないことにご注意ください。
- ◆ 詳しくはゆうちょ銀行へお問い合わせください。

ゆうちょ振込お問合せセンター 0120-253811

### ○ 法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税に係る都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書

- ◆ 確定申告により還付金を受ける場合は提出をお願いします。様式は、主税局ホームページ内の「各種様式」もしくは「税金の支払い(都税の還付・充当について)」よりダウンロードしてください。
- ◆ 詳しくは各都税事務所の徴収管理担当へお問い合わせください。

# 法人都民税・事業税及び特別法人事業税納付書(第12号の2様式)記載の手引

## 1 この納付書の用途等

この納付書は法人が法人都民税・事業税及び特別法人事業税を納付する場合に使用するものです。東京都では、納付確認を速やかに行うため、必要事項を全て印字したプレプリント用紙を作成していますので、それを使用してください。

なお、令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る修正申告等による納付の場合は、納付書中の「特別法人事業税」を「地方法人特別税」に読み替えて使用してください。

## 2 納付書の記載方法

\*3枚全てに必要な事項が記入されているかどうか確認してください。

- ① 所在地及び法人名を記入してください。  
 合併法人が被合併法人分の納付をする場合は、  
 合併法人 ○○株式会社  
 (被合併法人 △△ 株式会社 分)  
 と記載してください。
- ② 電話番号は、必ずご記入ください。
- ③ 申告年月日欄は、この申告が修正申告である場合に記入してください。
- ④ 管理番号は、ご確認の上、左から正しくご記入をお願いいたします。
- ⑤ マイナス表示をせず、充当額を差し引いた金額あるいは割ごと(特別法人事業税も同様)の増減を相殺した後の税額をご記入ください。  
 \*「法人事業税・特別法人事業税」と「法人都民税」との間で委託納付(充当)がある場合には、委託納付(充当)により延滞金が課されることがあります。延滞金の計算については、所管の都税事務所にお問い合わせください。  
 \*地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(所得等課税事業)、同項第2号に掲げる事業(収入金額課税事業)、同項第3号に掲げる事業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)及び同項第4号に掲げる事業(特定ガス供給業)のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、「所得割額05」、「付加価値割額06」、「資本割額07」又は「収入割額08」の各欄には、それぞれの事業に係る税額を合算して記入して差し支えありません。
- ⑥ 合計額欄の頭初には¥の記号をご記入ください。
- ⑦ 申告期限が延長されている場合、印字がされていないので、納期限をご記入ください。
- ⑧ 課税事務所は、必ずご確認、ご記入をお願いいたします。  
 プレプリント用紙以外の第12号の2様式(納付書)を使用する場合には、上記の記載方法によるほか、以下の通り記載し、記入漏れや誤りがないように注意してください。

都道府県コード 130001	法人 都民税 特別法人事業税 領収済通知書 610	口座番号 00120-9-960610	加入者 東京都会計管理者
所在地 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	法人名 ××商事(株)	電話 03-5321-▲▲▲▲	管理番号 0001234567
申告年月日 X2年02月01日	事務所 04	申告区分 確定	事業年度(算定期間) X1年04月01日からX2年03月31日まで
法人税割額 01	均等割額 02	延滞金 03	計 04
所得割額 05	付加価値割額 06	資本割額 07	収入割額 08
特別法人事業税額 09	特別法人延滞金 11	過少申告加算金 12	不申告加算金 13
重加算金 14	合計額 15	合計額 16	合計額 16
納期限 X2年05月31日	課税事務所 東京都新宿区都税事務所支	指定金融機関(取りまとめ店) みずほ銀行公務第一部	取りまとめ店 〒330-9794 東京貯金事務センター

\*申告書の提出前に納付をされた場合は、地方税法第17条の3第1項に定める予納とみなします。

## 【都税事務所・支庁コード一覧】

都税事務所(コード)	所管区市町村	都税事務所(コード)	所管区市町村
千代田 01	千代田区・文京区	荒川 18	荒川区・北区・足立区
中央 02	中央区・江東区・江戸川区	八王子 27	八王子市・青梅市・町田市・日野市・福生市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町
港 03	港区		
新宿 04	新宿区・中野区・杉並区	立川 29	立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・小金井市・小平市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・西東京市
台東 06	台東区・墨田区・葛飾区		
品川 09	品川区・大田区		
渋谷 13	渋谷区・目黒区・世田谷区	支庁(コード)	大島(96)・三宅(97)・八丈(98)・小笠原(99)
豊島 16	豊島区・板橋区・練馬区		

編集発行

主税局課税部法人課税指導課